

# 平成14年第1回防府市議会定例会会議録（その1）

平成14年3月4日（月曜日）

## 議事日程

平成14年3月4日（月曜日） 午前10時 開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 議席の変更
- 5 市長行政報告
- 6 交通網整備促進対策特別委員会の中間報告
- 7 中核都市まちづくり特別委員会の委員長報告
- 8 報告第 1号 専決処分の報告について  
報告第 2号 専決処分の報告について  
報告第 3号 専決処分の報告について  
報告第 4号 専決処分の報告について  
報告第 5号 専決処分の報告について  
報告第 6号 専決処分の報告について  
報告第 7号 専決処分の報告について  
報告第 8号 専決処分の報告について  
報告第 9号 専決処分の報告について  
報告第10号 専決処分の報告について  
報告第11号 専決処分の報告について  
報告第12号 専決処分の報告について  
報告第13号 専決処分の報告について
- 9 報告第14号 専決処分の報告について  
報告第15号 専決処分の報告について
- 10 議案第 1号 字の区域の変更について
- 11 議案第 2号 防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例中改正について
- 12 議案第 3号 防府市税条例中改正について
- 13 議案第 4号 防府市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例中改

正について

- 14 議案第 5号 防府市営住宅設置及び管理条例中改正について
- 15 議案第 6号 防府市水防協議会条例の廃止について  
議案第 7号 防府市水防条例中改正について
- 16 議案第 8号 平成13年度防府市一般会計補正予算(第6号)
- 17 議案第 9号 平成13年度防府市競輪事業特別会計補正予算(第4号)  
議案第10号 平成13年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)  
議案第11号 平成13年度防府市と場事業特別会計補正予算(第1号)  
議案第12号 平成13年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)  
議案第13号 平成13年度防府市土地取得事業特別会計補正予算(第1号)  
議案第14号 平成13年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)  
議案第15号 平成13年度防府市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第16号 平成13年度防府市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 18 議案第17号 平成13年度防府市水道事業会計補正予算(第2号)  
議案第18号 平成13年度防府市簡易水道事業会計補正予算(第1号)  
議案第19号 平成13年度防府市工業用水道事業会計補正予算(第1号)

---

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

出席議員(30名)

1番	深田慎治君	2番	原田洋介君
3番	河杉憲二君	4番	藤井正二君
5番	安藤二郎君	6番	弘中正俊君
7番	横田和雄君	8番	藤本和久君
9番	斉藤旭君	10番	山本久江君
11番	木村一彦君	12番	馬野昭彦君
13番	藤野文彦君	14番	山田如仙君
15番	平田豊民君	16番	松村学君

17番	広石 聖君	18番	行重延昭君
19番	熊谷儀之君	20番	今津誠一君
21番	河村龍夫君	22番	佐鹿博敏君
23番	山下和明君	24番	石丸典子君
25番	大村崇治君	26番	田中敏靖君
27番	中司実君	28番	青木岩夫君
29番	横見進君	30番	久保玄爾君

---

欠席議員

なし

---

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	関誠君	財務部長	湯浅克彦君
財務部理事	板村壽一君	総務部長	中村武則君
総務課長	渡辺知明君	生活環境部長	戸幡昭彦君
産業振興部長	吉田敏明君	土木建築部長	林勇夫君
都市整備部長	属宣義君	健康福祉部長	林甫君
教育長	岡田利雄君	教育次長	山下州夫君
水道事業管理者	福田勝正君	水道局参事	井上孝一君
消防長	大木孝好君	監査委員	小田寛君
農業委員会事務局長	相本勲君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長 山下正君 議会事務局次長 桑原正文君

---

午前10時 1分 開会

議長（久保 玄爾君） ただいまから平成14年第1回防府市議会定例会を開会します。

---

議長（久保 玄爾君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

議長（久保 玄爾君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。  
23番、山下議員、24番、石丸議員、御両名にお願い申し上げます。

---

#### 会期の決定

議長（久保 玄爾君） 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月26日までの23日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月26日までの23日間と決定いたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

---

#### 議席の変更

議長（久保 玄爾君） 議席の変更についてを議題といたします。

慣例により、議席の変更を議会運営委員会において御相談申し上げ、決定を見ましたので、議席順に氏名を御報告申し上げます。

局長より報告させます。

議会事務局長（山下 正君） それでは御報告申し上げます。敬称は省略させていただきます。

1番	深田	副議長	2番	山下	議員
3番	河杉	議員	4番	原田	議員
5番	安藤	議員	6番	弘中	議員
7番	横田	議員	8番	藤本	議員
9番	斉藤	議員	10番	山本	議員
11番	木村	議員	12番	馬野	議員
13番	藤野	議員	14番	山田	議員
15番	平田	議員	16番	今津	議員
17番	熊谷	議員	18番	行重	議員
19番	石丸	議員	20番	松村	議員
21番	大村	議員	22番	広石	議員
23番	藤井	議員	24番	河村	議員

25番	佐鹿	議員	26番	田中	議員
27番	中司	議員	28番	青木	議員
29番	横見	議員	30番	久保	議長

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） ただいま御報告しましたとおり、議席を変更することに御異議ございませんか。（「ちょっと今、発表とこの資料とちょっと違うところがあります」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午前10時 5分 休憩

---

午前10時 6分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ただいま議場に配付してあります議席の名簿は、訂正前のものでございまして、申しわけございません。ただいま報告しましたとおりをお願いしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） じゃ、そのようにお願いします。

それでは、恐れ入りますが新しい議席に、名札を御持参の上、御移動いただきますよう、お願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時 7分 休憩

---

午前10時 9分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

---

#### 市長行政報告

議長（久保 玄爾君） これより市長の行政報告を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 山口ニューメディアセンター株式会社の解散について御報告申し上げます。

山口ニューメディアセンター株式会社は、昭和61年4月に本市並びに山口県、山口市、小郡町など、24団体の出資を得て設立されました。

当センターは、これまで行政情報や観光情報などの提供を目的とした「キャプテン事業」を中心として事業が実施されてまいりました。

しかし、今日のインターネットの普及に見られますように、民間主導により急速に情報化社会へと進展する中、第三セクターとして設立された当センターは、当初の目的と役割を十分果たしたとして、本年2月18日に開催されました臨時株主総会において、会社解散の議決がなされ、3月末日をもって解散することとなりましたことを御報告申し上げます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの行政報告に対する質疑につきましては、一般質問に含めてお願いしたいと思っております。したがって、この質問の要旨は本日の午後5時までに御提出いただきますようお願いいたします。

---

#### 交通網整備促進対策特別委員会の中間報告

#### 中核都市まちづくり特別委員会の委員長報告

議長（久保 玄爾君） この際、交通網整備促進対策特別委員会及び中核都市まちづくり特別委員会より、審査の過程について中間報告及び委員長報告をしたい旨の申し出がございましたので、これを許します。

まず、交通網整備促進対策特別委員会の中間報告を受けます。藤野特別委員長。

〔交通網整備促進対策特別委員長 藤野 文彦君 登壇〕

13番（藤野 文彦君） 去る2月12日に交通網整備促進対策特別委員会を開催し、幹線道路網要望状況と幹線道路の事業進捗状況について協議いたしましたので、その経過について御報告申し上げます。

まず、幹線道路網要望状況についてでございますが、執行部より「県央部の中核都市としての『21世紀のまちづくり』を行っているところですが、中でも重要な社会基盤である道路網整備を重点課題として推進しているところです。特に国道2号は、富海戸田山地区、大道長沢地区の未改良区間、及び暫定2車線区間の4車線化、冲高井及び佐野交差点の立体化の早期実現を国土交通省を初めとする各関係機関への要望・陳情を行ってまいりました。

また、県に対しましては、右田高井地区の人口急増などを原因とした慢性的な交通混雑解消と、県立中央病院への救急患者搬送時間短縮のための幹線道路整備を目的として、都市計画道路開出塚原線を県営高井団地の整備とあわせ整備されております一般県道大内右田線として、国道262号まで延長整備・連結されるよう要望いたしております。

また、道路財源確保につきましては、国における道路財源の一般財源化等の提起以来、

極めて厳しい状況下にあります。受益者負担の原則にのっとり、一般財源化など、他に転用されることなく、道路整備の推進のために充てるよう、県を初めとした各関係機関へ道路整備予算の獲得要望を行いました」との報告を受けました。

次に、幹線道路の実施状況につきましては、都市計画道路環状1号線、都市計画道路佐波新田線、防府湾岸道路、佐波川自転車道及び農免農道牟礼小野線について、用地買収や工事の状況、今年度末における事業進捗率等について報告を受けました。

以上の報告を受けた後に質疑に入りました。

主なものを申し上げますと、「農免農道牟礼小野線について、総延長6.1キロメートル、総事業費22億円のうち、第1期分が1.3キロメートルで16億6,000万円であるが、残りの第2期分は5億4,000万円ですべて完成するのか。また、昨今の国における道路財源の見直し論議も勘案し、今後の事業進捗の見通しはどのように考えているのか」との質疑に対し、「現在進めております第1期分の1.3キロメートルの事業費、16億6,000万円の中には、事業費のかさむ橋梁工事が含まれており、事業費全体に占める比重が大変大きくなっております。また、今後の事業進捗の見通しについては、財源問題も含めた公共事業の見直し論議の中で、一昨年、県当局では当事業を現在施工中の第1期工事と、平成16年以降の第2期工事に分離され、第1期工事によって佐波川に橋がかけられ、県道三田尻港徳地線に接続した段階で、残りの第2期工事、牟礼小野間について費用対効果を調査され、事業進捗について検討されることになろうかと思われま

す」との答弁がございました。

また、「都市計画道路環状1号線は、現在の計画が完了後、国道2号までどのようにつないでいくのか検討しているのか」との質疑に対し、「現在の計画路線が平成16年度くらいには完成する予定でございますので、現在国道2号までのルートについて、真っすぐ北進するルートと右に曲がっていくルートの、どちらのルートが効果的かを県当局と検討をしております。いずれのルートも一長一短あり、まだ、どちらのルートになるかという結論には至っておりませんが、早い時期に方向性を見出したいと考えております」との答弁がございました。

また、要望として「農免農道牟礼小野線への今後の事業投資については、市費の持ち出しも事業費の1割強あるわけだから、極力経費のむだにならないようにしていただきたい」との要望がございました。

また、「久兼地区の児童・生徒の通学時の安全確保のために、佐波川自転車道のうち、この通学路区間だけでも早期工事着手をお願いしたい」との要望もございました。

さらに、「国道2号の大道及び富海戸田山地区の拡幅については、毎年国土交通省等、

各関係機関に要望活動を行われているが、交通事故も多発しており、交通渋滞も慢性化しているため、引き続き強力な要望活動をお願いしたい」との要望もございました。

以上をもちまして、交通網整備促進対策特別委員会の中間報告とさせていただきます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの委員長報告に対する質疑がありましたら、お願い申し上げます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 以上で、交通網整備促進対策特別委員会の中間報告を終わります。

次に、中核都市まちづくり特別委員会の委員長報告を受けます。広石特別委員長。

〔中核都市まちづくり特別委員長 広石 聖君 登壇〕

2番（広石 聖君） それでは、中核都市まちづくり特別委員会の報告をさせていただきます。

去る1月18日、中核都市まちづくり特別委員会を開催いたしましたので、事業概要及び質疑や要望等について、御報告申し上げます。

今回は、総務部所管の中核都市形成と都市整備部所管事業に分けて事業概要の説明を受けました。

最初に、中核都市の形成についてでございますが、まず、山口県央部地方拠点都市地域整備推進協議会、山口県央部窓口事務協議会及び県央部吉佐地域都市形成研究会における今年度の取り組み状況等の説明がございました。

また、県央部の2市4町の行政、議会及び民間団体による推進組織として、平成13年7月6日、設立された県央中核都市建設協議会については、事務局を山口商工会議所に決定し、シミュレーション事業等を計画するなど、中核都市形成に向けた具体的な取り組みを進めておられるとのことでした。

さらに、県央中核都市建設協議会と同様の趣旨で設立された県央中核都市建設防府市推進協議会についての報告がございました。この協議会には、現在112団体の加入があり、市としてもさまざまな情報提供を通じて積極的に関与し、広く市民の合併の合意形成に向けて取り組みたいとのことでした。

本協議会では合併問題や行政サービスに関し、参加団体へのアンケート調査を実施するとともに、その取り組み結果については、改めて議会へ報告したいとのことでした。

次に、都市整備部所管の事業について説明がございました。

まず、駅北地区土地区画整理事業についてでございますが、現在はC街区を重点的に整

備をしており、今後の事業展開として、A、B街区は再開発事業の推移を見守りながら、またD、E街区については関係権利者と協議を重ねながら、平成21年度完了に向けて精力的に取り組みたいとのことでした。

次に、防府駅北東街区市街地再開発事業についての説明がございました。

昨年8月に全国で唯一、再開発事業が国土交通省より予算要求がなされたものの、12月、地域振興整備公団の廃止統合の方針決定とともに、公団施行による再開発事業が見送りとなったこと。しかし、これは事業計画上の問題からではなく、公団からは、今後も早期実現に向けて努力する旨の説明を受けており、市としても早期実現のため、引き続き努力していきたいとのことでした。

次に、天神表参道景観整備事業についてでございますが、昨年10月に地元自治会と商店街振興組合の連名により、この事業にかかわる陳情書が提出されており、今後も関係の方々と協議をしながら最善策を見出せるよう努力したいとのことでした。

次に、身近なまちづくり支援街路事業事業化検討業務につきましては、昨年度実施の居住環境整備街路事業調査に続き、本年度は防府市歴みちアドバイザーグループ会議、歴史を活かしたまちづくり計画検討委員会などを開催し、事業の補助採択に向けて作業をしているとの報告がございました。

最後に、都市景観条例については、3月議会への上程に向けて準備を進めており、都市景観の形成、都市景観形成のための措置、条例に基づく施策の展開、支援・助成措置、都市景観審議会の5つの柱を軸に案づくりを目指しているということで、概要説明がございました。

以上、執行部からの説明を受けて、質疑に入りました。

中核都市形成に関しては、「県央中核都市建設協議会また県央中核都市建設防府市推進協議会の今後の取り組みはどうなっているのか」との質疑に対し、「県央中核都市建設協議会につきましては、現在、事務局において検討しており、今後、その内容を御報告したいと思います。防府市推進協議会においては、現在、会員アンケート調査を実施しており、その結果の公表や、シンポジウムの開催等が検討されております」との答弁がございました。これに関連して「市民に対して、資料や情報の提供を積極的に行ってほしい」との強い要望もございました。

また、「県央中核都市建設防府市推進協議会へ市として補助する予定はあるのか」との質疑に対し、「本年度はございませんが、14年度は検討したいと思っております」との答弁がございました。

続きまして、都市整備部所管事業でございますが、防府駅北地区土地区画整理事業につ

いては、「C街区は14、15年度で区画整理を完了する予定とのことだが、多目的広場の青写真等もできた段階で、議会への周知もお願いしたい」との要望がありました。

次に、防府駅北東街区市街地再開発事業におきましては、「公団施行の再開発事業は見送りとなったが、今後どのように対応し、取り組む予定か」との質疑に対し、「地域振興整備公団の廃止統合が方針決定となり、公団の継続事業は引き継がれ、新規事業は見送られました。公団としても事業の実現化に向けて努力されるということであり、市としても作業を中断せず、今後も地元地権者ととも内容を含めてまいります」との答弁がございました。

そのほか、先行取得された用地の事業着手までの間の有効活用等についての質疑もございました。

また、「事業実現のための陳情活動において、議会への要請がなかった。今後は、行政と議会は連携をとり、万全の体制で実現に向けて努力すべきである」との意見や、「再開発事業に関連して、昨年6月に実施した公共公益サービスアンケート調査の結果が、今回の質疑の中で初めて出てきたが、市民の生の声を聞けることでもあり、議会に積極的に資料として提供してほしい」との要望もございました。

次に、天神表参道景観整備事業につきましては、「親水性水路の整備は地域全体の意見集約がなされず、事業の停滞を招いている。地元と行政と一体となって真剣に取り組んでいくべきだ」との意見もございました。

次に、身近なまちづくり支援街路事業事業化検討業務につきましては、特に御報告申し上げる質疑はございませんでした。

最後に、都市景観条例につきましては、この条例が憲章条例として位置づけられていることに対し、規制の是非または有効性について意見や要望がございました。

以上の経過をもちまして、質疑を終了いたしました。

最後に、中核都市まちづくり特別委員会は本日をもって解散し、今後、まちづくり事業を中心とした特別委員会と中核都市形成に向けた特別委員会に分け、新たに委員会を設置することにより、発展的に継承していくことを委員の皆様にお伝えし、当委員会での調査を終了することといたしました。

これをもって、中核都市まちづくり特別委員会での最終報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（久保 玄爾君） ただいまの委員長報告に対する質疑がありましたら、お願いします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 以上で、中核都市まちづくり特別委員会の委員長報告を終わります。

なお、ただいまの報告をもちまして、中核都市まちづくり特別委員会の調査は終了いたしました。

---

報告第 1号専決処分の報告について

報告第 2号専決処分の報告について

報告第 3号専決処分の報告について

報告第 4号専決処分の報告について

報告第 5号専決処分の報告について

報告第 6号専決処分の報告について

報告第 7号専決処分の報告について

報告第 8号専決処分の報告について

報告第 9号専決処分の報告について

報告第 10号専決処分の報告について

報告第 11号専決処分の報告について

報告第 12号専決処分の報告について

報告第 13号専決処分の報告について

議長（久保 玄爾君） 報告第1号から報告第13号までの13議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第1号から報告第13号までの専決処分の報告について、一括して御説明申し上げます。

本案は、議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、防府市営住宅及び改良住宅の明け渡し等請求に関する訴えの提起について、専決処分したものでございます。

専決処分の内容でございますが、お手元にお示ししておりますとおり、本市の再三の催告にもかかわらず、長年にわたり家賃を納付しない極めて悪質な入居者13人について、本年1月29日に、山口地方裁判所へ市営住宅及び改良住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いを求める訴えを提起したものでございます。

市営住宅及び改良住宅の家賃の収納につきましては、現状を厳しく認識し、今後より一層適正な管理に努めてまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの補足説明に対し、一括して質疑を求めます。11番。

11番（木村 一彦君） 今回また新たに13人を提訴されたわけですが、この提訴する対象の基準といいますか、これまで、どのくらい滞納していた人については何年ごろまでというような要綱が決められておったと思いますが、それに基づいて、今回はどういう基準で訴えられたのか、御説明をお願いしたいと思います。

市長（松浦 正人君） 今回の訴えにつきましては、経費もかかるわけでございますので、大変いろんな角度から慎重に検討したわけでございますが、報告でも申し上げましたとおり、現状は極めて厳しい状況でございます。

ちなみに申し上げますと、1年以上市営住宅の家賃を納付していない人たちが1割を超えておる状況でございますし、三、四カ月滞納者ということになりますと、まことに残念ながら入居者の4分の1強になるのが現実でございます。一生懸命市営住宅の支払いをされておられる善良な方々との不平等、不公平感というものはぬぐい去ることができない状況でございます。極めて悪質な入居者とあえて申し上げましたのは、そこにあるわけでございます。御理解を賜りたいと思っております。

詳細につきましては、担当部長より詳しく御返事いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） それでは基準について申し上げます。

48カ月以上、または80万円以上の人を対象に提訴しております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） よくわかりました。そうしますと、市のこれに関する要綱で、最終的には1年以上滞納のところまで訴えの対象を厳しくしていくという計画がありましたけれども、大体その計画どおり進んでいるということでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） そのとおりでございます。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（広石 聖君） 13件にも及ぶ専決処分ですが、今の御説明がございまして、その理由はもっともだと思いますけれども、土木建築部長にお尋ねしますが、条例上はこれはどういうふうになっておるのか、お聞きしておきます。

土木建築部長（林 勇夫君） ただいま申し上げましたように、基本的には48カ月以上、または80万円以上を滞納した人を対象に提訴しておりまして、（「条例上はどう

なっているか」と呼ぶ者あり)一応3カ月以上滞納した人を対象にチェックをしておるものでございます。

22番(広石 聖君) 条例では3カ月滞納したらということになっております。私もそう記憶しておりますが。やはりこれだけ滞納されて、裁判、最終的にはその方法しかないだろうと思うんですけれども、やはり催促する方も大変ですが、これだけたまると、やはり公営住宅の性格からいって、払う方も大変だと思いますよ。

したがって、やはり今後は条例というものをきちんと厳守されていくことが、私は行政の親切じゃないかと、このように思います。これだけたまって、さあ、払え、すぐ払わないなら出ていけと言われて、結局、低所得の方々が住宅に入っておられるわけですから、やはり大変な思いをされるので、今後、やはり条例を厳守して、そしてきちんと督促なりやっていって、きちんとするという、その辺の条例を基準にしての線を引かれたらと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

土木建築部長(林 勇夫君) 今後は今の御意見を尊重いたしまして、そのようになるように努力してまいりたいと思います。

議長(久保 玄爾君) ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長(久保 玄爾君) 以上で、報告第1号以下報告第13号までを終わります。

---

報告第14号専決処分の報告について

報告第15号専決処分の報告について

議長(久保 玄爾君) 報告第14号及び報告第15号の2議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長(松浦 正人君) 報告第14号及び報告第15号の専決処分の報告について、一括して御説明申し上げます。

本案は、いずれも議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、損害賠償の額を決定したものでございます。

まず、報告第14号でございますが、平成13年11月6日午前9時35分ごろ、高齢障害課職員が訪問調査に行く途中、道を間違えたため迫戸町22番31号付近で停車し、行き先を確認した後、転回しようとした際、後方から進行してきた車両と接触し、双方の車両が破損したものでございます。幸いにも、双方ともけが人はなく、お手元の参考資料のとおり示談が成立いたしましたので、これを専決処分したものでございます。

次に、報告第15号でございますが、平成13年12月30日午前9時45分ごろ、クリーンセンター職員が一般廃棄物最終処分場の構内道路の中央寄りを走行中、下り坂のカーブの出口付近で対向車を確認したので急ブレーキをかけたところ、後部車輪がスリップし、蛇行したため、道路左側によけた対向車に衝突し、破損させたものでございます。幸いにも双方ともけが人はなく、お手元の参考資料のとおり示談が成立いたしましたので、これを専決処分したものでございます。

職員の交通事故防止につきましては、平素から再三十分に注意をしておるところでございますが、今後、交通安全指導をより一層徹底し、事故防止に努めてまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの補足説明に対し、一括して質疑を求めます。22番。

22番（広石 聖君） 報告第15号の方の専決処分の関係ですが、12月30日9時45分、クリーンセンター職員が最終処分場で事故を起こされたということですが、この事故は、最終処分場といったら広い道路なんですけど、事故の状況というのは、どういうふうな形でこの事故が起きたのか、詳しく御説明を聞かせてください。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（戸幡 昭彦君） クリーンセンターの職員がたびたび交通事故を起こしまして、まことに申しわけなく思っております。今後とも十分注意をしましてまいりたいと思っております。

事故の概況でございますけれども、12月30日、当日は最終処分場は休業中でございます。したがって、市民の方は入れないわけでございますけれども、クリーンセンターの職員、これは機械操作員でございます、プロの運転手じゃないわけでございますけれども、焼却灰を最終処分場の方に運搬をして、ゲートをあけて、そのままゲートを閉めて焼却灰を捨てに参ればよかったわけですが、当日は休みであるということが本人の頭にあったものと思ひまして、ゲートはそのままにして車に乗って捨てに行ったわけでございます。たまたまそのときに市民の方が来られて、ゲートがあいておりますので、そのまま入ったわけございまして、その帰りに、当日、若干雨が降っておったと思ひますけれども、先ほど市長申し上げましたように、たまたまスリップをして、側の方によけていた被害の車の方にぶつかったものでございます。

交通事故につきましては、たびたび部内でも研修会を開き、注意を喚起しているところございまして、まことに残念ではございます。今後とも十分に注意を喚起してまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（広石 聖君） なかなか言いにくいことを私は言っているわけですが、前回は同じようなことをここで申し上げて、市長も提案理由の説明で、同じようなことを繰り返しておられるけれども、議会の都度、こうした専決処分が上がってくるということで。やはり、自分の車を運転するのも細心の注意を払って運転しないと、事故の99%は油断だと言われているわけですから、まして公の仕事をしているわけですから、それ以上、気配り、目配り、細心の注意を払ってということをご指導していただきたいというふうに言ったんですが、部長、指導されましたか。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（戸幡 昭彦君） 十分にクリーンセンターの方にも、そのあたりを申し、独自の研修会もさせております。以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（広石 聖君） そういう部のトップの真剣な指導をされながら、今の説明を聞いておったら、単にうかつな運転ですよ。それ以外何もものもないと思いますけれども、そういう厳しい指摘、指導をされながら、なおかつそういうふうな事故が起こる、その方は初めての事故ですか、今まで何十年、事故歴はどうなんですか。

それからもう一点お伺いしますが、収集業務のトラックには、運転手を含めて3人ぐらい乗っておられますね。ステーションを回られるのに、運転手の方は運転して行って、とめて、ブレーキをかけて、おりてまた同じように手伝って、袋を車に積んで、終わったらいち早くまたドアを開けて、運転して、発車するというのをずっと繰り返しておられますけれども、ああいうことはいかがなんでしょうか。私、見ておって、これはやはり事故が起こるもどだと思いますよ。運転手と収集業務の方2人と、3人、私が見た限りでは乗っておられた。それが、ステーションが次から次にありますから行かれる。運転手もおりて積んで、それで走って乗って運転していく、これが全般的な業務ですか、ちょっとお尋ねします。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（戸幡 昭彦君） 先ほど、前回は事故はないかということでございますが、事故は存じ上げませんが、以前、若干何かあったようでございます。それと、「収集車両に3人ほど乗っているが」ということでございますが、例えば町中でございますと、後ろから車がどんどん参ります。道幅が広いところであればいいんですが、狭いところでは交通の支障になります。したがって、運転手さんも下におりまして収集いたします。

これは、職員であります以上、ごみの収集処理というのは当然であろうかと思っておりますし、周辺地区でもそういうふうに指導いたしております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（広石 聖君） 何かあったと言われても、何かよくわかりませんが、それでいいですが。

もう一つの方の、運転手もおりてごみ収集、それはいいことだと思いますけれども、これは今後、事故という面から考えると、やはり検討される要はあるんじゃないかと思いますが、そういうことを要望して終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で、報告第14号及び報告第15号を終わります。

---

#### 議案第1号字の区域の変更について

議長（久保 玄爾君） 議案第1号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第1号字の区域の変更について御説明申し上げます。

本案は、大道北地区の県営ほ場整備事業の施行に伴う第1換地区の土地の換地処分により、字の区域の変更を行おうとするものでございます。

変更の内容につきましては、ほ場整備事業の施行の結果、従来不規則であった土地の区画形状及び道路、水路等が整備されましたので、従来の土地等を境界とする字の区域を、工事後の土地等により新たに区画しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

---

議案第2号防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第2号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第2号防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、奨学金貸付基金への寄附等に伴い、基金の額を改定し、また少子化対策臨時特例交付金事業の終了に伴い、防府市少子化対策基金を廃止しようとするものでございます。

まず、防府市奨学金貸付基金の額の改定についてでございますが、基金への寄附金130万円に、平成9年度から平成13年度までの一般会計からの繰入総額2,319万4,000円を加えた2,449万4,000円を現行の基金の額に増額しようとするものでございます。

次に、防府市少子化対策基金の廃止についてでございますが、この基金は、国の少子化対策臨時特例交付金事業の実施に伴い、臨時特例交付金の未執行分を受け入れるため、平成11年度に設置いたしました。臨時特例交付金事業が平成13年度で終了いたしますので、これにあわせて基金を廃止するものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

---

議案第3号防府市税条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第3号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第3号防府市税条例中改正について御説明申し上げます。本案は、保健婦助産婦看護婦法の改正により、看護婦等の名称が変更されたことに伴い、条文の整備をしようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

---

議案第4号防府市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 次の議案第4号については、農業委員会の所管にかかわる議案でございますので、あらかじめ農業委員会事務局長相本君の出席を求めておきました。御了承をお願いします。議案第4号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第4号防府市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、農業委員会委員の選挙区及び選挙区の委員の定数を改正しようとするものでございます。

農業委員会委員の選挙につきましては、農業委員会等に関する法律及び同法施行令の規定に基づき、現在、市内を5つの選挙区に分けて実施しておりますが、平成12年に行われた農林業センサスの結果、農業委員会等に関する法律施行令に定められた基準に適合しない選挙区があることから、選挙区の区割りを見直し、市内を3つの選挙区に分けようとするものでございます。

また、選挙区ごとの委員の定数につきましては、農業委員会等に関する法律に基づき、各選挙区の選挙人の数に比例して配分しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第5号防府市営住宅設置及び管理条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第5号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第5号防府市営住宅設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、坂本住宅の居住環境の整備として駐車場を増設するため、既設住宅のうち13戸を用途廃止いたしましたので、管理戸数を改めようとするもの及び条文整備をしようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

---

議案第6号防府市水防協議会条例の廃止について

議案第7号防府市水防条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第6号及び議案第7号の2議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第6号及び議案第7号について一括して御説明申し上げます。

まず、議案第6号防府市水防協議会条例の廃止についてでございますが、従来、水防計画その他水防に関する重要な事項につきましては、防府市水防協議会に諮り、調査審議していただいておりますが、今後は、防府市防災会議において水防を含めた地域防災計画などを総合的に調査審議していただくこととするため、水防協議会を廃止しようとするものでございます。

次に、議案第7号防府市水防条例中改正についてでございますが、ただいま申し上げました防府市水防協議会の廃止に伴い、条文の整備をしようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第6号及び議案第7号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第8号平成13年度防府市一般会計補正予算（第6号）

議長（久保 玄爾君） 議案第8号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。助役。

〔助役 土井 章君 登壇〕

助役（土井 章君） 議案第8号平成13年度防府市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,093万5,000円を減額し、補正後の予算総額を393億3,205万5,000円といたしておりますが、今回の補正は決算見込みによる補正が主なものでございます。

まず、歳入では、利子割交付金、地方交付税、県支出金及び財産収入等を増額いたしますとともに、市税、諸収入及び市債等を減額いたしております。

一方、歳出におきましては、退職者の増に伴う退職手当、財政調整基金への積立金及び国の第2次補正による地域情報化推進経費等を計上いたしておりますほか、決算見込みによる補正が主なものでございます。

次に、第2条の継続費の補正につきましては、8ページの第2表及び164ページから168ページの継続費調書でお示しいたしておりますように、火葬場建設事業、基地周辺障害防止対策事業、西田中団地建替事業、消防本部庁舎建設事業及び公会堂改修事業の総額及び年割額の変更をお願いするものでございます。

次に、第3条の繰越明許費につきましては、10ページの第3表及び170ページから172ページの繰越明許費調書でお示しいたしておりますように、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業負担金ほか14件の繰り越しをお願いするものでございます。

繰り越し理由につきましては、繰越明許費調書に記載しておりますので、説明は割愛させていただきます。

第4条の債務負担行為の補正につきましては、12ページの第4表及び174ページの

債務負担行為調書でお示しいたしておりますように、三田尻中関港港湾整備事業に係る県事業負担金を支出しようとするもの及び特別養護老人ホーム「ライフケア高砂」建設費補助金の限度額を変更するものでございます。

次の、第5条の地方債の補正につきましては、13ページから14ページの第5表でお示しいたしておりますように、いずれも適債事業の事業費確定見込みによる変更をお願いするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきまして、事項別明細書により、その主なものを順を追って御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、16ページから32ページまでの市税、地方譲与税及び各種交付金につきましては、いずれも決算見込みによる補正を、地方交付税につきましては、特別交付税の補正をお願いするものでございます。

34ページの分担金及び負担金から36ページの使用料及び手数料につきましては、いずれも決算見込みによる補正を、38ページの国庫支出金から66ページの県支出金につきましては、事業費の内示確定及び精算見込みに伴う補正をお願いするものでございます。

次に、68ページの財産収入につきましては、遊休土地の売り払い等に伴う補正をお願いしております。

70ページの教育費寄附金につきましては、防府市出身の2名の方から、それぞれ奨学金と図書購入のための指定寄附の申し込みをいただいたものでございます。

72ページから76ページまでの諸収入につきましては、事業費の確定や決算見込みに基づき補正を行っております。

次に、78ページの市債につきましては、いずれも適債事業の決算見込みに伴う補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出の主なものについて、御説明申し上げます。

まず、80ページの2款総務費の2目人事管理費では、退職者の増に伴う退職手当等の補正をお願いいたしております。

次に、84ページの7目財政調整基金費につきましては、歳入で御説明いたしました不動産の売払収入等を基金に積み立てるものでございます。

同じページの、9目企画費につきましては、国の2次補正による新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業の負担金を計上しております。これによりまして、ケーブルテレビ回線が双方化され、インターネット利用が可能となることとなっております。

次に、96ページからの3款民生費につきましては、102ページの2目児童措置費で、民間保育所職員の処遇向上及び保育の充実を図るための経費を計上いたしますほか、決算

見込みにより補正いたすものでございます。

次に、106ページから116ページの4款衛生費につきましては、いずれも決算見込みによるものでございますが、主なものといたしまして、国民健康保険事業特別会計及び老人保健事業特別会計への繰出金、指定ごみ袋製作及び最終処分場の遮光シート設置工事の入札差金等を補正いたしております。

次に、118ページから126ページの6款農林水産業費につきましては、決算見込み及び補助事業の内示確定等によるものでございますが、主なものといたしましては、国の第2次補正による農村総合整備事業 市町村型でございますが、の追加及び畜産農家の経営維持の安定を図るため、牛海綿状脳症、いわゆるBSEでございますが、対応緊急対策事業を計上いたしております。

次に、126ページの7款商工費につきましては、市内定期観光バス運行事業補助として、観光協会に助成するための経費を計上いたしますほか、制度融資につきましては、決算見込みにより補正をさせていただいております。

128ページから140ページまでの8款土木費につきましては、節の組みかえ等により事業の進捗を図るとともに、請負工事の入札差金、補助事業の内示確定及び公共下水道事業特別会計繰出金、県事業負担金等を決算見込みにより補正いたすほか、国の第2次補正による新橋牟礼線街路整備事業費を計上いたしております。

次に、142ページの9款消防費につきましては、消防本部庁舎建設請負工事の入札差金及び決算見込みにより補正いたすものでございます。

次に、144ページから154ページの10款教育費は、いずれも入札差金や補助事業の内示確定及び決算見込みにより補正いたしているものでございます。

最後に、158ページの12款公債費につきましては、公債利子及び一時借入金利子を決算見込みにより減額いたすものでございます。

以上、今回の補正の主なものにつきまして御説明を申し上げましたが、収支をいたしまして補正後の予備費を8億2,570万8,000円といたしております。

よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。11番。

11番（木村 一彦君） 115ページですが、4項の清掃費、2目のじんかい処理費の中で、13節委託料として指定ごみ袋製作及び配送業務委託料が2,500万円の減額補正となっております。これは、当初予算では5,194万円、大体5,200万円ぐらいの予算が計上されておって半分以下になっているわけです。この辺、入札の差金だろうと思うんですけども、余りに見込みが違い過ぎておるので、この辺の原因について、ちょ

つと御説明願いたいなと思います。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（戸幡 昭彦君） ごみ袋の製作と送付の手数料が2,500万円下がっているがということでございますが、これは、ごみの袋の製作及び配送の単価、これが、入札の結果下がったということでございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） それはよくわかるんですが、当初の予算の立て方が余りにならずさんと言えばちょっと言い過ぎになるかもしれませんが、甘過ぎるというか、不正確というか、そういうことじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（戸幡 昭彦君） 今回納入しております袋につきましては、聞くところによりますと外国製だということで、単価が安くなったというふうに聞いております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） このごみ袋については、昨年度から有料化、昨年度でしたかね。（「去年の1月です」と呼ぶ者あり）去年の1月から有料化がされまして、当議会でも一定の審議がされたわけですけれども、その際に、ごみ袋の製作実費程度のもので有料化がされましたよね、原価程度のもを市民の皆さんからいただくということでしたが、これほど安くできるとなると、その辺の袋代にも影響が出てくるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺いかがでしょう。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（戸幡 昭彦君） 入札の結果、13年度につきましては下がったわけでございますけれども、14年度、15年度、これがいかに推移するかというのは現在わかりませんので、お答えしようがないわけですが、一応、今回、ごみ処理手数料として、特大が13円、大が12円、小が9円とおるわけでございますけれども、これの中には、販売をしていただくお店の販売手数料、それと、そのほかに収集運搬処理に関する経費の一部も含まれるものであると私、思っております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） 新年度予算のときにまた審議すればよろしいかと思いますが、やはり実費程度というやつを、新年度からどの程度にいくものかというのを、やはり慎重

にやっていただきたいなと思うのと、市民の感覚からいいますと、現実に半値ぐらいでできたんだから、その分還元してもらってもいいんじゃないかと、こういう意見も出てくるかと思います。考え方はもちろん、行政の方は袋代じゃなくて収集手数料なんだと、こういうふうに考えておられるわけですが、市民は必ずしもそうは受け取っていないと思います。袋代として受け取っていると思いますので、その辺の市民感情と、こちらの行政の考え方の整合性といいますが、安く半値ぐらいでできたんだから、払った金、どうにか還元してくれと、こういうことに対しても、ちょっと整合性のある考え方を新年度予算の中で示していただきたいということを要望して終わります。

議長（久保 玄爾君） そのほかございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） それでは質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 8 号については、関係各常任委員会に付託と決しました。

---

議案第 9 号平成 13 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 10 号平成 13 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 11 号平成 13 年度防府市と場事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 12 号平成 13 年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 13 号平成 13 年度防府市土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 14 号平成 13 年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）

議案第 15 号平成 13 年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 16 号平成 13 年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

議長（久保 玄爾君） 議案第 9 号から議案第 16 号までの 8 議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。助役。

〔助役 土井 章君 登壇〕

助役（土井 章君） それでは、議案第 9 号から議案第 16 号の 8 議案について、順を追って御説明申し上げます。

まず、1 ページの議案第 9 号平成 13 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第 4 号）

について御説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ15億2,053万2,000円を減額し、補正後の予算総額を101億3,429万7,000円といたしております。

今回の補正は、決算見込みに基づき行っておりますが、競輪事業を取り巻く環境は大変厳しく、歳入では車券発売金収入、基金繰入金等を減額し、歳出では競輪事業費・諸支出金を減額し、収支差を予備費で調整いたしておるものでございます。

次に、19ページの議案第10号平成13年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億1,137万3,000円を減額し、補正後の予算総額を88億5,152万6,000円といたしております。

今回の補正は、これも決算見込みにより行っておりますが、歳入では国庫支出金、療養給付費交付金、連合会支出金、繰入金等を計上いたし、歳出では保険給付費、老人保健拠出金等を計上いたし、収支差を予備費で調整しておるものでございます。

次に、37ページの議案第11号平成13年度防府市と場事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、決算見込みに基づき行っておりますが、事業収入の減を一般会計からの繰入により、本会計の単年度赤字を解消しようとするものでございます。

次に、43ページの議案第12号平成13年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ333万5,000円を減額し、補正後の予算総額を2億1,526万円といたしております。今回の補正は、決算見込みに基づき行っているものでございます。

次に、51ページの議案第13号平成13年度防府市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ44万3,000円を追加し、補正後の予算総額を1,498万6,000円といたしております。今回の補正は、歳入では財産収入を決算見込みに基づき計上いたし、収支差を土地開発基金に積み立てようとするものでございます。

次に、59ページの議案第14号平成13年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,987万

9,000円を減額し、補正後の予算総額を52億2,006万1,000円といたしております。

第2条の繰越明許費につきましては、62ページの第2表及び74ページの繰越明許費調書でお示しいたしておりますように、公共下水道事業の繰り越しをお願いするものでございます。

今回の補正は、決算見込みにより行っておるものでございますが、市債発行にかかる支払利子の減、入札差金等が主なものでございます。

次に、77ページの議案第15号平成13年度防府市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11億5,630万3,000円を減額し、補正後の予算総額を122億3,547万7,000円といたしております。

今回の補正は、歳入歳出いずれも決算見込みによるものであり、医療給付費及び医療支給費の支出予定額の見込み違いによるものが主なものとなっております。

次に、89ページの議案第16号平成13年度防府市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,440万1,000円を減額し、補正後の予算総額を57億2,711万7,000円といたしております。この事業も、今回の補正は歳入歳出いずれも決算見込みにより行っておるものでございます。

以上、議案第9号から議案第16号までの8議案について御説明申し上げました。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議長(久保 玄爾君) ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長(久保 玄爾君) 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております8議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(久保 玄爾君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第9号及び議案第13号については総務委員会に、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第15号及び議案第16号については教育民生委員会に、議案第14号については建設委員会に、それぞれ付託と決しました。

---

議案第 17 号平成 13 年度防府市水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 18 号平成 13 年度防府市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 19 号平成 13 年度防府市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

議長（久保 玄爾君） 議案第 17 号から議案第 19 号までの 3 議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。水道事業管理者。

〔水道事業管理者 福田 勝正君 登壇〕

水道事業管理者（福田 勝正君） 議案第 17 号から議案第 19 号について順を追って御説明申し上げます。

議案第 17 号平成 13 年度防府市水道事業会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、決算見込みに立ちました収入及び支出の増減額を、それぞれお示しをしておりますように補正をお願いするものでございます。すなわち、予算第 2 条に定めてございます業務の予定量につきましては、年間総給水量を 1,476 万 7,000 立方メートルに、1 日平均給水量を 4 万 4 5 8 立方メートルに、建設改良事業の事業費を 8 億 9,465 万 2,000 円に改めようとするもので、以下、この業務量の変更に伴い、所要の補正をお願いするものでございます。

予算第 3 条に定めてございます収益的収入及び支出の予定額につきましては、平成 13 年度防府市水道事業会計補正予算実施計画にその内容をお示しをいたしておるとおりでございます。給水収益につきましては、本年度 7 月より料金改定を実施いたしましたが、深刻な景気後退の影響などから、主に夏季以降の水量が伸び悩み、1,517 万 4,000 円の減額補正をお願いすることとなりました。また、給水負担金の増収や、その他収入の増額などが見込めるものの、収益的収入全体では 224 万 4,000 円の減額補正をお願いするものでございます。

一方、費用面におきましては、一般管理費等諸費用の減額を見込んでおりますが、配水管修理費用並びに消費税及び地方消費税納付額などの増額が生じたため、収益的支出全体では 623 万 1,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

予算第 4 条に定めてございます資本的収入及び支出の主なものにつきましては、同時施工を予定しておりました主たる公共工事が延期されたことにより、建設改良費を減額しようとするもので、これに伴い企業債の借り入れ及び工事負担金の減額補正をお願いするものでございます。

また、あわせて資本的収支不足額の補てん財源について、それぞれお示しをいたしてお

りますように改めようとするものでございます。

次に、議案第18号平成13年度防府市簡易水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

補正予算書11ページにお示しをいたしておりますように、本会計におきましても、水道事業会計同様、決算見込みに立ちました増減額をお願いしようとするものでございまして、この結果、予算第6条に定めてございます簡易水道事業会計の運営費として、一般会計から受ける補助金を3,619万3,000円に改めようとするものでございます。

最後に、議案第19号平成13年度防府市工業用水道事業会計補正予算(第1号)についてでございますが、補正予算書17ページにお示しをいたしておりますように、本会計につきましても、決算見込みに立ちました増減額をお願いするものでございます。

以上、議案第17号から議案第19号までの3議案について、一括御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長(久保 玄爾君) ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長(久保 玄爾君) 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております3議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(久保 玄爾君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第17号、議案第18号及び議案第19号については、建設委員会に付託と決しました。

---

議長(久保 玄爾君) 以上をもちまして、本日の日程はすべて議了いたしました。

本日はこれにて散会します。なお、次の本会議は3月7日午前10時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願いいたします。

午前11時23分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成14年3月4日

防府市議会議長 久保 玄 爾

防府市議会議員 山 下 和 明

防府市議会議員 石丸 典子